

議案第3号

港区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

1 趣旨

区の行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴い、港区職員のサービスの宣誓に関する条例（以下「サービスの宣誓条例」といいます。）の別記様式で定めている「宣誓書の押印」を廃止するため、サービスの宣誓条例の一部を改正します。

2 職員のサービスの宣誓について

地方公務員法第31条は、「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」と定めており、これを受け地方公共団体は、条例でサービスの宣誓に関する事項を定めています。

新たに職員として採用された者は、サービスの宣誓条例に基づき、宣誓書（別記様式）への署名を行っています。

なお、サービスの宣誓は、職員の倫理的自覚を促すことを目的とする制度であり、職員がサービス上の義務を負うことを確認し、宣言する行為です。

3 改正内容（別記様式第1号の場合）

改正案	現 行
宣 誓 書	宣 誓 書
私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。	私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。	私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。
年 月 日	年 月 日
氏 名 □□ □□	氏 名 □□ □□ 印

4 施行期日

公布の日